第六十九条を第七十九条とする。

第六十八条中「第四十条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第五十条」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十七条を第七十七条とし、第六十六条を第七十六条とし、第五章中第六十五条を第七十五条とし、第六十二条から第六十四条までを十条ずつ繰り下げる。

第六十一条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第七十一条とし、第六十条を第七十条とし、第五十九条を第六十九条とし、第五十八条を第六十八条とする。

第五十七条第二号中「第九条第八項」を「第九条第十一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第六十七条とし、第五十六条を第六十六条とする。

第五十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第三十七条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第三十七条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第四項中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第三十六条第四項」を「第三十七条第四項」に改め、第四章第三節中同条を第六十五条とし、第五十四条を第六十四条とする。

第五十三条第三項及び第五項中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第五十二条を第六十二条とし、第五十一条を第六十一条とする。

第四章第三節を同章第四節とする。

第五十条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に対し、特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章第二節中第五十条を第六十条とする。

第四十九条中「認定特定民間中心市街地活性化事業者」を「認定特定事業者」に、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十八条を削る。

第四十七条第一項及び第三項中「第四十条第四項」を「第四十八条第四項」に改め、同条第四項中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第五項中「第七条第九項第四号ロ」を「第七条第十一項第四号ロ」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（大規模小売店舗立地法の特例）

第五十八条　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された第五十条第三項第四号に掲げる事項に係る大規模小売店舗（次項及び第三項において「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

2　認定特例大規模小売店舗を設置する者は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。

3　認定特例大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該認定特例大規模小売店舗を設置する者が前項の規定により適正な配慮をして行う当該認定特例大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第四十六条中「第七条第九項第三号」を「第七条第十一項第三号」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十五条中「第四十四条第一号」を「第五十四条第一号」に、「第四十四条各号」を「第五十四条各号」に改め、同条を第五十五条とし、第四十四条を第五十四条とする。

第四十三条第一項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に、「同条第九項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第四十三条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第二項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」を「認定特定計画」に、「同条第九項第一号」を「同条第十一項第一号」に、「第四十三条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条第三項中「第四十三条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十二条の見出しを「（機構の行う経済活力向上業務）」に改め、同条中「認定特定民間中心市街地活性化事業者」の下に「又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（第五十九条において「認定特定事業者」という。）」を、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（次条及び第五十九条において「認定特定計画」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　機構は、認定中心市街地における経済活力の向上を促進するため、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中小企業者及び一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者であるものに限る。）が認定特定民間中心市街地経済活力向上事業（経済産業省令で定めるものに限る。）を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

第四十二条を第五十二条とする。

第四十一条を第四十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定）

第五十条　特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2　前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3　特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容

二　特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

三　特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

四　第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定民間中心市街地経済活力向上事業計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項が基本方針のうち第八条第二項第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項の内容に照らして適切なものであること。

二　当該特定民間中心市街地経済活力向上事業が確実に実施される見込みがあること。